

「県営住宅修繕負担区分表」の注意事項

- 1 負担区分が県である項目でも、入居者の故意・過失、または、通常の使用方法に反して使用するなどの破損等の修理・取替え・調整に要する費用は入居者負担となります。
- 2 日常的な手入れ(簡単な手入れ、ビス・ネジ締め、油差し、清掃等)、入居者にて設置等した設備・機器等に係る修繕、ペーパーホルダー等の備品や電球・蛍光灯管、水栓のコマ等の消耗品については入居者負担となります。
- 3 住宅の使用に支障のない範囲の破損、損耗、汚損、変色などについては、修繕を行いません。
- 4 修繕等の実施に際し、家具・家財の移動は、当該家具・家財の保全及びプライバシー侵害等のトラブル回避のため、ご自身で行っていただきます。
- 5 県が負担する項目において、修繕の必要がある場合は、管理している埼玉県住宅供給公社が修繕を行います。まず管轄する公社支所へ修繕の依頼をしてください。
- 6 入居者が負担する項目においては、ご自身で業者へ依頼してください。
- 7 修繕負担区分に記載のない事項等ご不明点につきましては、埼玉県住宅供給公社までお問い合わせください。
- 8 修繕負担区分表は入居中の修繕負担区分に関するものであり、退去時の原状回復費用の負担区分に関するものではありません。